

中央会の主な事業等活動予定（8月）

令和元年7月16日現在

| 月日 | 曜日 | 内 容 | 担当部署 |
|---------------------------|----|--|--------------------------|
| ■ 中小企業連携組織対策事業 | | | |
| 8/26 | 月 | 連携組織活性化研究会 対象：協同組合シー・ソフトウェア | 工業連携支援部 ☎043・306・2427 |
| ■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業 | | | |
| 8/21 | 水 | ふさの国 商い未来塾（第3回） | 商業連携支援部 ☎043・306・3284 |
| ■ 全中補助事業 | | | |
| 8/1 | 木 | 消費税軽減税率対策窓口相談等事業 消費税軽減税率対策講習会 | 業務推進部 ☎043・306・3283 |
| 8/21 | 水 | 消費税軽減税率対策窓口相談等事業 専門家派遣 対象：千葉ネクステージ協同組合 | 業務推進部 |
| 8/28 | 水 | 小企業者組織化特別講習会 | 商業連携支援部 |
| ■ 団体等運営支援事業 | | | |
| 8/28 | 水 | 千葉県商店街振興組合連合会 広域連携事業 対象：久留里商店街振興組合 | 商業連携支援部 |



消費税軽減税率対策窓口相談等事業

『専門家派遣』お申込み受付中です！！

消費税の引上げや軽減税率制度の導入に伴う
対策等について専門家に相談してみませんか？

～ 組合にもこんな影響が... ～

- 軽減税率対象の物品を共同購入しているケース
- 利用分量配当金に関する問題点 組合でイベントを開催するケース
- 組合で機関誌（会報誌等）を発行しているケース
- 外国人技能実習生共同受入事業と消費税 賦課金にかかる消費税
- 免税組合（簡易課税組合）の対応 etc...

☎ これらの論点について、検討課題や解決策が整理されていますか？

～ 組合員の会社やお店にもこんな影響が... ～

- 対象品目と対象外品目の違い 発行する請求書等の変化
- レジ導入やシステム改修の予算化 顧客へのサービス力向上 etc...

☎ プロの専門家が組合等に訪問し、**無料**でご相談に応じます。

◎お問合せは、本会 業務推進部まで（Tel 043-306-3283）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

| | | | |
|-------|---|-------------|--|
| 補助事業名 | 平成30年度千葉県商店街振興組合連合会 計画策定促進事業 | | |
| 対象組合等 | ユーカリが丘商店街振興組合 | | |
| | ▼組合データ | | |
| | 理事長 | 林 新二郎 | 住所 |
| | 設立 | 平成 21 年 3 月 | |
| 組合員 | 34人 | 業種 | 佐倉市ユーカリが丘3-2-1 山万サンサンビル 105 号室 小売業、サービス業中心の異業種 |
| テーマ | 一店逸品運動について | | |
| 担当部署 | 千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel 043-306-3284) | | |
| 専門家 | NPO法人一店逸品運動協会 理事長 太田巳津彦 (中小企業診断士) | | |

背景

佐倉市では、商工会議所主催で2013年から、一店逸品運動に取り組んできました。こうした佐倉市全体の動きの中、ユーカリが丘商店街(振興)では、ユーカリが丘地区独自の事業として一店逸品運動を進めたいとの意向があり、計画策定促進事業に取り組んだ次第です。

大型商業施設に加えて、ネットショップが台頭している今日、地域商業の活性化に個店の魅力アップは不可欠です。一店逸品運動は、逸品の開発や発掘を通じて、個店の魅力アップを図る事業です。

ただ、一店逸品運動が従来の商店街事業と大きく異なるのは、参加する個店の意欲が不可欠だということとです。したがって、事業に取り組む前提として、「参加店はあるのか」「参加店の意欲は高いか」といった点を確認しなければなりません。いきなり一店逸品運動に取り組むのではなく、今回のように事前に事業としての可能性を確認されたことは、同組合が一店逸品運動に、真摯に取り組もうとする姿勢の表れと、私は理解し

事業の活動内容

計画策定促進事業の自身は、大きく分けて講習会と説明会の2つから、構成されています。まず、一店逸品運動に取り組むにあたっての勉強会が、11月に開催されました。これは、組合員への啓発活動であるとともに、意欲のある参加店を見定める機会でもありました。

講演の内容は次の通りです。

講演テーマ「一店逸品運動とは」

- (1) 一店逸品運動の目的
「運動である」
- (2) 一店逸品運動が求められる背景
- (3) 一店逸品運動の効果

主に、一店逸品運動の意義や成果についてレクチャーしました。

講演の中で、最初にお話ししたのは、決して生易しい事業ではないということとです。なぜなら、お客様の厳しい目に堪えうる、魅力的な逸品でなければ、期待する成果を得ることはできないからです。したがって、魅力的な逸品を生み出すために、しっかりと時間

をかけて検討する必要があります。

また、一店逸品運動が一過性のイベントではなく、地域に根差した地道な活動であることも強調しました。一店逸品運動は、ややもすると、逸品フェアや逸品巡りツアーなどのイベントが目立ちがちです。しかし、一店逸品運動は、「運動」なのです。逸品を考え生み出す過程にその意義があるので、フェアやツアーは、運動の成果発表に過ぎません。具体的には、参加店全員で検討する場である、「逸品研究会」の大切さについて、お話しさせていただきました。

全体としては、一店逸品運動の目的や意義、逸品による成果について、具体的な先進事例を示しながら、レクチャーしました。先進事例を通じて、一店逸品運動は厳しい事業ではあるけれども、誰でも取り組める事業であることもお話ししました。事実、これまでサービス業、飲食業、物販業と、幅広い業種業態のお店で取り組んでいます。さらに、最近では製造業や農業の方の参加もみられます。規模や業種業態に関係なく、志さえあれば誰でも取り組めるのが一店逸品運動です。一店逸品運動や逸

品について、初めて耳にされた方にも、「これならできる」を実感していただけるよう、できるだけ平易にお話ししました。
 年が明けて2月には、説明会が開催されました。説明会の内容は次の通りです。

説明会「一店逸品運動の進め方」

- (1) 一転逸品運動の展開事例
- (2) 実施フローと留意点
- (3) 逸品研究会とは
- (4) 逸品運動の成果とは

主に、一店逸品運動の具体的な進め方や、逸品を考えるためのポイントについて、解説しました。
 一店逸品運動では、運動として進めるための「仕組み」が大切です。具体的には、組織づくりとスケジューリングについて、お話ししました。そして、組織づくりの中心となるのが、逸品研究会です。魅力的な逸品を生み出すためには、独りよがりの発想ではできません。参加店が知恵を出し合い、お客様目線でお互いの逸品を評価しあう場が逸品研究会です。逸品研究会は、一店逸品運動の肝といっても過言ではありません。
 また、一店逸品運動の成果とし

て、お店の活性化はもちろんのこと、新たな逸品が開発されたり新規事業が立ち上がったります。こうした成果物は、参加店同士に「逸品つながり」という、仲間意識ができることで、生まれます。お店の活性化や逸品つながりについて、先進事例を紹介しながら、背景や内容を中心に解説しました。

事業の成果

講習会と説明会を通じて、組合員の「一店逸品運動に対する理解が、深まったと思われまます。両会合とも、レクチャー後に活発な質問や意見が出されました。このように、意欲のある参加店の存在が確認できたことは、本事業の大きな成果といえます。組合事業として、本格的に一店逸品運動に取り組む大前提が確認できたため、事業実施に向けてさらに一歩進めることが可能となりました。

今後の事業展開・展望

本年度、いよいよ一店逸品運動がスタートします。具体的な工程は、次に示す通りですが、前述したように、月1回の逸品研究会を中心に進めていきます。研究会で

工 程

| | 逸品研究会 | 内容(テーマ) | 個別店舗へのコンサルティング |
|-----|------------|---------------|----------------|
| 1月目 | 講演 | 「逸品とは」 | |
| 2月目 | グループミーティング | 「お客様について」 | |
| 3月目 | グループミーティング | 「うちのお店の特徴とは」 | |
| 4月目 | グループミーティング | 「逸品の検討①」 | |
| 5月目 | グループミーティング | 「逸品の検討②」 | ○(個店訪問 1日間) |
| 6月目 | グループミーティング | 「逸品の検討③」 | |
| 7月目 | グループミーティング | 「キャッチコピーの検討」 | |
| 8月目 | グループミーティング | 「逸品の店頭訴求について」 | |

は、参加店個々の逸品の検討が中心となります。研究会の最終目標は、個々のお店の逸品を確定することです。また、研究会では、カタログ掲載時のコメントやキャッチコピー、店頭における具体的な演出方法といった、逸品のプレゼンテーション手法についても検討していきます。さらに、お客様へのお披露目として、年度末には逸品フェアを開催する予定ですが、フェアの内容についても、逸品研

究会で検討していきます。
 一店逸品運動は、一部の役員が中心となって進めるものではなく、参加店全員で取り組んでいく事業です。全員が当事者意識をもって、「自分たちの運動である」ことの自覚をもって、取り組むことが大切です。

これから、「ユーカリが丘ならではの」一店逸品運動が展開されることを、楽しみにしています。



逸品でお店の魅力アップ

(NPO法人)一店逸品運動協会
 理事長 太田巳津彦

テーマ 青年部・女性部による活性化

青年部の斬新な感覚・行動力により組合の活性化に貢献

岐阜県自動車車体整備協同組合

組合理事15人中5人が青年部員であり、将来の組合を背負って立つ人材として組合運営に積極的に携わり、若い斬新な感覚・行動力により組合が活性化している。

背景と目的

自動車業界を取り巻く事業環境の変化の中で、次代を担う青年経営者や後継者等の重要性が増してきている。特に、組合の中では、親組合をリードしていく人材を育成していくことで、業界全体の活性化を進める必要がある。平成25年5月に青年部を発足した。

取組みの手法と内容

親組合の理事15人中5人が青年部員であり、将来の組合のリーダー候補として、親組合の活動にも積極的に参画しており、青年部の若い意見を組合運営に反映するよう

にしている。青年部と親組合を全く別の組織として捉えず、共に組合を活性化させる同志として位置付けている。

青年部の事業として、主に青年部員が抱える課題解決のための研修会を開催しているが、会員から生の声を吸い上げ、タイムリーな企画内容を構築するようにしている。その他の特徴ある事業として、県内にある車体整備専攻の学生を対象に、次世代に技術を継承すること及び人材確保を図ることを目的とした自動車の钣金塗装技術を伝授する技術交流会を開催している。このような取組みの成果や活動内容をアピールすることにより、会員数も増加し、また、青年部の様々な活動が親組合の刺激になり、組合の活性化にもつながっている。青年部員の意識は非常に高く、全員で青年部を盛り上げようという思いが強いため、全員が真剣に議

論し、青年部活動に積極的に参加している。

事業の取組みにあたっては、①現場の会員の声を聞くため、毎年アンケートを実施。②その声に合わせた事業を展開。③活動後には必ず振り返りをして評価やフィードバックを行い次の事業に反映。①から③までのPDCAサイクルを徹底している。これにより、スピード感ある対応と、効率の良い取組みが実現されている。

成果とその要因

車体整備業界では、後発の青年部の設立だが、運営の基準を明確にした現場発想の事業立案とPDCAサイクルを導入。タイムリーな企画内容を構築することにより、各事業者の現場でも活用できる知識を習得している。青年部の活動が親組合にも良い刺激を与え、組合が活性化している。



▲学生に技術を教える青年部員

岐阜県自動車車体整備協同組合

住所：〒501-6192
岐阜県岐阜市日置江2648-4
岐阜県自動車整備振興会館2階
設立：昭和31年3月
出資金：950千円
電話：058-270-0820
URL：http://www.gjs.jp
業種：自動車整備業
組合員：96人

組合Q&A

【消費税軽減税率制度に関するQ&A】

区分記載請求書等保存方式について

(出典 国税庁ホームページ)

【Q】令和元年(2019年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされますが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書の記載事項について教えてください。【平成28年11月改訂】

【A】現行、仕入税額控除については、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています(請求書等保存方式)。

令和元年(2019年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日(適格請求書等保存方式の導入)までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れか

の区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされます(区分記載請求書等保存方式)。

具体的には、現行の請求書等保存方式において必要とされている記載事項に、次の事項が記載事項として追加されます。(改正法附則34②)

- ① 帳簿
 - ・ 課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合にはその旨(以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」といいます。)
- ② 区分記載請求書等
 - ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨(以下「軽減対象資産の譲渡等である旨」といいます。)
 - ・ 軽減税率と課税標準との税率の異なるごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)(以下「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」といいます。)

なお、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除については、これと同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税

等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。(消法30⑧三、⑨三)

※文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおり。▼改正法：所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号) ▼消法：改正法による改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)

○ 請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の記載事項の比較 (消法30⑧⑨、改正法附則34②)

| | 請求書等保存方式 (現行制度) | 区分記載請求書等保存方式 (令和元年(2019年)10月1日から 令和5年(2023年)9月30日までの間) |
|------|--|---|
| 帳簿 | ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ④ 課税仕入れに係る支払対価の額 | ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額 |
| 請求書等 | ① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 ④ 課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 | ① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 |

(注) これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。

◎詳しくは、国税庁HPをご参照下さい。

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 消費税 / 軽減税率制度 / 消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)

(注) 消費税等の税率の10%への引上げ時期の変更に伴い、仕入税額控除の方式として区分記載請求書等保存方式が適用される期間は、「平成29年4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの間」から「令和元年(2019年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの間」に変更されています。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和元年6月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から8に増加。「減少した」業種は11から6に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から10に増加。「減少した」業種は11から5に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は1のまま変化なし。「悪化した」業種は16から14に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は3から5に増加。「減少した」業種は9のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は12から9に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3のまま変化なし。「悪化した」業種は15のまま変化なし。

製造業

漬物製造

【県内全域】

従業員に退職者が出るため、新規にパート募集を行っても採用が難しい。

酒類製造

【県内全域】

日本酒の出荷量は前月比、前年同月比ともに減少となった。

牛乳小売

【県内全域】

4月の生乳価格の引上げ後の対応については、大きな変動もなく、順調に推移しています。また、生乳の生産量が夏場に低下すると予想されるが、牛乳販売店には影響はない。

繊維工業

【県内全域】

受注先からの問い合わせ件数が少なくなってきたおり、受注に結びつかない。

木材・木製品製造

【県内全域】

景況は緩やかに回復しているといわれるが、実際にそういった感触は感じられない。

製材

【木更津】

ロシアからの材木船が1艘入港したので、在庫は若干増加した。

印刷

【県内全域】

ペーパーレス化の動きに伴い、印刷用紙の需要は減少している。

また、ノンカーボン紙の値上げが予定されている。更に、消費税増税に伴い、各市町村が発行するプレミアム付商品券の発注情報があった。また、7月に参議院選挙が実施されるので、選挙関連の受注があった。

電気鍍金

【県内全域】

業種によって、企業数が減少しているところもある。

鉄工

【千葉】

米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題を巡る不透明感から、各業界とも様子見の状況が続き、受注減少傾向が強まっている。

機械部品製造

【野田】

稼働日数が前月より多かった為、売上増となったが、前年同月比で見ると売上が落ちており、業種に関わらず動きが悪い。また、働き方改革への対応が出来ておらず、生産性の向上を図り、人手不足の解消につなげる。

機械部品製造

【柏】

中国経済の減速・停滞が半導体を中心に拡大し、影響を及ぼしているため、在庫も多く抱えている。

金属製品製造

【船橋】

建設機械業界は堅調に推移している。

【探石】

【県内全域】
 今月の出荷量は多少持ち直してきたが、前年同月比の9.7%と厳しい状況が続いている。7月頃から始まる東京都発注の新海面処分場や国土交通省事業の東京港臨港道路南北線整備事業等の受注に期待する。

【土砂採取】

【県内全域】
 資源の枯渇等により、山砂の採取量が減少し、厳しい運営状況にある。

非製造業

【食肉卸売】

【千葉市他】
 今月より豚の屠畜頭数の減少が見られる。

【リサイクル卸】

【県内全域】
 国内、海外ともに古紙の売価が下落しているだけでなく、取扱量も減少している。

【青果卸】

【千葉市】
 依然として、青果物の単価安が続いているため、売上が低迷している。消費者の購買意欲が低いのが一因に思われる。また、天候の不安定が生育に影響ができてきている。

【自動車解体】

【県内全域】
 6月に入り、スクラップ価格の

下落が続いているため、シュレッツダスターの処理能力不足に影響している。更に、景況は悪化している。

【卸売】

【茂原】
 景気は芳しくなく、商品の売れ行きも悪い。

【電気機器小売】

【県内全域】
 テレビの買い替え需要が増えてきた気がする。

【青果小売】

【千葉市】
 今月は青果物の安値安定の月であった。気温が上がってきたため、青果物のロスが増えている。一方、果物のメロンやスイカ等の動きが出てきている。また、10月からの消費税軽減税率制度の対応が遅れているように感じている。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】
 中古自動車オークション事業の台数集荷が好調に推移した。

【小売】

【東金】
 ファッション関連品は、雨の日が多く動きが若干鈍かった。日用品関連は買い物で単価が上がらない状況が続いている。食品関係も、客単価が上がらない。飲食関係は、昨年並み。また、組合員の資金繰りが厳しい状況続いているとともに人手不足が続いている。

【小売】

【野田】
 消費者の財布のヒモは固いまま、客単価は下がる傾向にある。格安店か、高くて満足度を上げられる店の二極化が進んでいるようだ。

【青果小売】

【松戸】
 特に小売店の景況は悪化している。

【小売・サービス】

【柏】
 気候の安定もあり来街者は、先月迄と比較し戻った感はある。しかし売上の伸びは昨年対比微減の業者が多かったようだ。

【建設揚重】

【県内全域】
 クレーンの稼働率は地域によって若干差が出てきている。オペレーター不足で人件費が高騰している。

【遊覧船業】

【鴨川】
 対前年比の売上は90%、乗船人員は97%、今月の欠航日数は5日間であり、対前月比の売上は62%、乗船人員は63%であった。

【一般廃棄物処理】

【千葉】
 前月に続き、千葉市の指導により法令遵守を徹底したことに伴い、各組合員は社内の体制を整えているところ。業界の景況は前月比及び前年同月比に比べ、非

効率な現状のため、悪化している。

【建設】

【県内全域】
 組合員による6月の県内公共工事の落札結果は、275件、18,193百万円となった。前年同月比で件数では△16件となったが、金額では11,254百万円の増加となった。これは成田市公設市場の移転工事発注の約9,400百万円が大きく寄与している。この結果、3ヶ月累計で545件、26,732百万円の落札結果となり、前年同期比ではプラス5件、10,425百万円の増加となっている。

【内装工事】

【県内全域】
 大きな変化はないが、少し景況に好転が見られる。

【貨物運送】

【野田】
 運送業は依然人手不足に悩まされています。働き方改革への対応にも苦戦中。

【輸出入】

【県内全域】
 6月の売上は、前月比・前年同月比ともに増加した。



| | | | | |
|--|---|---|--|---------------------------------------|
| <p>千葉県製麺工業(協) 代表理事 門田 慎太郎</p> | <p>船橋青果卸売(協) 理事長 平 栄三</p> | <p>関東自動車共済(協) 代表理事 小長谷 政幸</p> | <p>千葉県石油(協) 理事長 安藤 順夫</p> | <p>千葉県醤油工業(協) 代表理事 山本 一郎</p> |
| <p>千葉振興建設業(協) 代表理事 船越 博文</p> | <p>千葉県コンクリート製品(協) 理事長 斎藤 寿夫</p> | <p>千葉総合卸商業団地(協) 代表理事 石田 一太郎</p> | <p>千葉県自転車軽自動車商(協) 代表理事 山口 道博</p> | <p>千葉県遊技業(協) 理事長 田中 幸也</p> |
| <p>千葉県産業廃棄物処理業(協) 理事長 小出 英昭</p> | <p>千葉県建設防水工事業(協) 理事長 関 正一</p> | <p>(協) 船橋トラックセンター 代表理事 鈴木 正</p> | <p>千葉県生コンクリート工業組合 理事長 鈴木 実</p> | <p>千葉船業(協) 代表理事 田原 安</p> |
| <p>千葉市廃棄物リサイクル事業(協) 代表理事 飯田 俊夫</p> | <p>千葉県測量設計補償(協) 代表理事 石塚 修</p> | <p>富津市環境清掃(協) 代表理事 齋藤 昇</p> | <p>千葉県セメント卸(協) 代表理事 織田 善信</p> | <p>(協) 千葉県鉄骨工業会 代表理事 栗原 宏</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>木内 俊之</p> <p>千葉県自動車解体業(協) 理事長</p> | <p>秋山 稔</p> <p>千葉青果卸売(協) 代表理事</p> | <p>飯塚 真太郎</p> <p>野田工業団地(協) 代表理事</p> | <p>飯村 明義</p> <p>千葉市工業センター(協) 代表理事</p> | <p>熊谷 正喜</p> <p>千葉鉄工業団地(協) 代表理事</p> |
| <p>池田 潔</p> <p>(協)千葉設備協会 理事長</p> | <p>渡邊 俊彦</p> <p>全千葉警備業(協) 理事長</p> | <p>本田 尚吾</p> <p>野田市中里排水処理(協) 理事長</p> | <p>越部 圓</p> <p>千葉県貿易(協) 代表理事</p> | <p>上野 宏幸</p> <p>千葉青果商業(協) 代表理事</p> |
| <p>藤城 文男</p> <p>千葉県保険流通(協) 代表理事</p> | <p>菊池 康文</p> <p>送変電機器千葉(協) 代表理事</p> | <p>半田 洋一</p> <p>市中市管工事(協) 代表理事</p> | <p>清水 克己</p> <p>(協)シー・ティー・ティー 理事長</p> | <p>石上 久男</p> <p>八千代市管工事(協) 代表理事</p> |
| <p>亀山 直人</p> <p>千葉学習塾(協) 代表理事</p> | <p>小寺 眞澄</p> <p>千葉県消防設備(協) 代表理事</p> | <p>飯ヶ谷 岐美夫</p> <p>船橋総合卸商業団地(協) 代表理事</p> | <p>板谷 直正</p> <p>船橋機械金属工業(協) 代表理事</p> | <p>宮本 和也</p> <p>千葉港湾湾運送事業(協) 理事長</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>千葉県学校給食パン・米飯（協） 代表理事</p> <p>川島弘士</p> | <p>千葉県税理士（協） 代表理事</p> <p>花嶋実</p> | <p>四街道工業団地（協） 代表理事</p> <p>清水敬陽</p> | <p>山武管工事業（協） 代表理事</p> <p>小松隆弘</p> |
| <p>千葉県第一商業（協） 代表理事</p> <p>寺嶋憲夫</p> | <p>浦安建設（協） 代表理事</p> <p>鹿野新一郎</p> | <p>臼井シヨッピングセンター（協） 代表理事</p> <p>鳥羽敏彦</p> | <p>（協）東金シヨッピングセンター 代表理事</p> <p>中村秀朗</p> |
| <p>野田市再資源化事業（協） 代表理事</p> <p>西村久行</p> | <p>流山工業団地（協） 代表理事</p> <p>菊地憲悦</p> | <p>印旛食肉センター事業（協） 代表理事</p> <p>小川進</p> | <p>千葉県木材市場（協） 代表理事</p> <p>吉岡實</p> |
| <p>松戸ビル管理業（協） 代表理事</p> <p>関和秀</p> | <p>流山トラック事業（協） 代表理事</p> <p>小倉信一</p> | <p>浦安市リサイクル資源（協） 代表理事</p> <p>醍醐辰雄</p> | <p>（協）佐原信販 代表理事</p> <p>小松裕幸</p> |
| <p>ふなばしインタックス（協） 代表理事</p> <p>篠原敬治</p> | <p>柏市工業団地（協） 代表理事</p> <p>藤井秀美</p> | <p>野田市商業（協） 代表理事</p> <p>木名瀬好二</p> | <p>千葉仮設足場ワーカーズセンター（協） 代表理事</p> <p>森泉博佳</p> |

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| <p>古宮 真一</p> <p>千葉県漬物工業(協) 代表理事</p> | <p>大塚 完</p> <p>千葉県酒造(協) 代表理事</p> | <p>芝野 明</p> <p>大原中央商店街(協) 代表理事</p> | <p>内山 邦俊</p> <p>長生郡市管工事(協) 代表理事</p> | <p>佐藤 衛</p> <p>海匠ガス事業(協) 代表理事</p> |
| <p>森川 文明</p> <p>千葉県板金工業組合 代表理事</p> | <p>岩 渕 泰博</p> <p>千葉県電機商業組合 代表理事</p> | <p>鈴木 隆</p> <p>柏市廃棄物処理業(協業) 代表理事</p> | <p>石井 良典</p> <p>千葉県建設業(協)連合会 理事長</p> | <p>岩 渕 明弘</p> <p>千葉県医薬品卸 理事長</p> |
| <p>菅 谷 文彦</p> <p>栄町衣料(協) 代表理事</p> | <p>石 戸 新一郎</p> <p>(振興) 柏二番街商店会 代表理事</p> | <p>千 崎 悟之</p> <p>千葉県中古自動車販売商工組合 代表理事</p> | <p>福 井 順子</p> <p>千葉県鍍金工業組合 代表理事</p> | <p>芦 田 松 昭</p> <p>習志野市造園工事業(協) 代表理事</p> |
| <p>富 田 一 郎</p> <p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事</p> | <p>松 延 俊美</p> <p>千葉県異業種交流融合化協議会 会長</p> | <p>中 嶋 敏 夫</p> <p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会 会長</p> | <p>出 野 祥 平</p> <p>千葉県自動車販売店協会 会長</p> | <p>棚 倉 英 雄</p> <p>千葉県中部山砂事業(協) 代表理事</p> |

組合運営・企業経営研究会 開催

本会は、7月2日（火）千葉市内において「組合運営・企業経営研究会」を開催した。

働き方改革が進む中で、中小企業においても、これまでの働き方を見直すと同時に、生産性の向上が急務となっている。そこで、中小企業を取り組むべき働き方改革の考え方、制度改正と関連施策等の理解の深耕を目的とし、浅山社会保険労務士事務所代表 浅山雅人氏を講師に招聘し、「2019年4月施行！働き方改革関連法セミナー」と題する研究会を行った。



▲組合運営・企業経営研究会の様子

専門委員会 開催

本会は、7月9日（火）千葉市内

において専門委員会（委員長＝本会副会長中村秀朗氏）を開催した。

これは会長の諮問機関として、中小企業に対する適切な振興対策を確立し、本会運営の円滑化を図るために設置されているもので、議題は、国への要望事項として、この秋に鹿児島県鹿児島市で開催される①第71回中小企業団体全国大会への要望事項、②千葉県への要望事項等を審議した。

委員会では、はじめに昨年度の要望事項について事務局より経過説明が行われ、引き続き本年度の要望事項について、委員から提出された案件の他、事務局の素案とともに審議された。

要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、その分野は、「総合」、「組織」、「金融」、「工業」、「商業」、「税制」、「労働」、「エネルギー・環境」と多岐にわたる。

当日の審議結果は事務局で更に整理・検討を加えた後、会長に答申し、国及び県に対して要望することとなった。

ふさの国商い未来塾 開講

本会は、7月17日（水）千葉市内において、「ふさの国商い未来

塾」を開講した。

本プログラムは、「地域商業の活性化」と「まち全体の活力向上」を担う人材の育成を目的とするもので、平成10年に開講され、今回で第22回目となる。

初日は、2部構成により行われ、先ず「地域商業者が抱える課題について」をテーマに、Eマネージメント研究所所長 江波戸勝氏による講演と意見・情報交換が実施され、続いて、「まちづくりの視点で人の集まる商店街づくり」と題し、まちひと感動のデザイン研究所代表 藤田とし子氏より、先進事例から学ぶ「その街の良さの見出し方や他にない「魅力」の作り方」についての講演が行われた。なお、今年の未来塾は11月20日まで、計10回の開催予定となっている（参加者受付中）。



▲ふさの国商い未来塾の様子

創業・連携推進懇談会 開催

本会は、7月23日（火）松戸市内において、「創業・連携推進懇談会（東葛地区）」を開催した。

この懇談会は、中小企業の組織化の促進を目的とするもので、例年と同様、今年度も県内2地区での開催を予定している。

今年度第1回目は、東葛地区の市、商工会議所、商工会の商工担当者にご参集いただき、本会より、「中小企業組合制度と近年の設立状況について」説明を行った後、具体的な組織化の事例紹介として、近隣の「松戸コンテンツ協同組合」と「企業組合労協船橋事業団」をお招きし、①松戸コンテンツ協同組合からは、「設立に至った動機と経緯」について、②企業組合労協船橋事業団からは、「地域の困ったを仕事・雇用に」をテーマに、組合の特徴やその事業活動等について、それぞれご発表いただいた。続いて懇談に入り、「産業・観光振興、地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成とその取り組み」について、参加者による活発な意見・情報交換が行われた。

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！！

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～1 組合 1 組合士！事務局機能の強化は人材育成から！今こそ中小企業組合士になろう！～

本誌 8 月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「**中小企業組合士**」の養成講座も兼ねており、12 月 1 日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 令和元年 9 月 25 日（水）～令和元年 10 月 30 日（水）のうち全 6 日間
- (2) 場 所 千葉中央駅前ビル 5 階会議室（千葉市中央区富士見 2 丁目 2 番 2 号）
- (3) 内 容 下記（II. 講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 ①全科目受講者 3,000 円
②組合（制度・会計・運営）いずれか 1 科目ごと 1,000 円

II. 講習会日程表（予定）

| 時間 | | 13:20 ～ 14:50 | | 15:00 ～ 16:30 | |
|--------------|------|---------------------------------------|------|---------------|---------------|
| 月日 | | | | | |
| 9/25 (水) | 組合制度 | 中小企業等協同組合法の解説 | 組合会計 | 組合士受験の為の会計基礎 | |
| 10/2 (水) | | 中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史） | | 組合運営 | 組合事務管理の実務① |
| 10/9 (水) | 組合運営 | 組合事務管理の実務② | 組合会計 | | 税務に関する出題のポイント |
| 10/16 (水) | | 中小企業関係法律と諸施策 | | 組合士受験の為の会計決算 | |
| 10/23 (水) | | 労務管理・労働法通論 | | 組合会計 問題演習 | |
| 10/30 (水) | 組合制度 | 中小企業団体の基礎 商店街振興組合法の基礎 組合制度 問題演習 | 組合運営 | 組合運営 問題演習 | |

※各科目は本会職員が担当します。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会 経営支援部（TEL:043-306-3282）又は業務推進部（TEL:043-306-3283）までお願いします。